

参 考 資 料

目

次

・ 態様別所得控除の適用一覧	1
・ 人的控除額の推移	2
・ 税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明（抄）	3
・ 今後の税制のあり方についての答申（抄）	4
・ 税制改革についての答申（抄）	5
・ これからの税制を考える（抄）	6
・ 米国の連邦個人所得税の課税単位別税率表（1999年）	7
・ 税制の抜本的見直しについての答申（抄）	8
・ 夫婦子2人世帯の世帯収入別税負担額の比較	9
・ パート所得者の非課税限度額の推移（所得税）	10
・ 児童手当制度の概要	11
・ 特別な人的控除等の適用状況の推移	12
・ 障害者控除	13
・ 各国における障害者に対する課税の特例について	14
・ 主要国における老親等控除の概要	15
・ 寡婦（寡夫）控除	16
・ 勤労学生控除	17
・ 勤労学生年間収入別学生数	18
・ その他の所得控除制度の適用状況の累年比較	19
・ 雑損控除	20
・ 医療費控除	21
・ 医療費控除の適用状況の累年比較	22
・ 主要国における社会保険料の取扱い	23
・ 社会保険料控除の適用状況	24
・ 小規模企業共済等掛金控除	25
・ 小規模企業共済等掛金控除の適用状況等	26
・ 生命保険料控除	27
・ 生命保険料控除の適用状況の累年比較	28

・ 損害保険料控除	29
・ 損害保険料控除の適用状況の累年比較	30
・ 寄付金控除	31
・ N P O 法（「特定非営利活動促進法」）	32
・ 介護保険制度の概要	33
・ 日米の企業年金課税について（イメージ図）	34
・ 日米の貯蓄課税について（イメージ図）	35
・ 日本と主要諸外国における個人所得課税と 社会保険料の実効負担率についての試算	36

態様別所得控除の適用一覧

区		分	6年11月 改正前	11年度 改正前	現 行	控 除 額		
			万円	万円	万円	内 訳		
本 人	通 常		35	38	同左	基礎控除 (38万円)		
	老年人に該当する場合		85	88	〃	基礎控除 (38万円) + 老年者控除 (50万円)		
	障害者、寡婦(寡夫)又は勤労学生に 該当する場合		62	65	〃	基礎控除 (38万円) + 障害者控除等 (27万円)		
	特定の寡婦に該当する場合		70	73	〃	基礎控除 (38万円) + 寡 婦 控 除 (27万円) + 特定寡婦 (8万円)		
	特別障害者に該当する場合		70	78	〃	基礎控除 (38万円) + 特別障害者控除 (40万円)		
控除対象配偶者	一 般 (70歳未満)	通 常	70	76	〃	配偶者控除 (38万円)		
		障 害 者	97	103	〃	配偶者控除 (38万円) + 障 害 者 控 除 (27万円)		
		特別障害者	非同居	105	116	〃	配偶者控除 (38万円) + 特別障害者控除 (40万円)	
			同 居	135	151	〃	配偶者控除 (38万円) + 特別障害者控除 (40万円) + 特障同居 (35万円)	
	老人配偶者 (70歳未満)	通 常	80	86	〃	老人配偶者控除 (48万円)		
		障 害 者	107	113	〃	老人配偶者控除 (48万円) + 障 害 者 控 除 (27万円)		
		特別障害者	非同居	115	126	〃	老人配偶者控除 (48万円) + 特別障害者控除 (40万円)	
			同 居	145	161	〃	老人配偶者控除 (48万円) + 特別障害者控除 (40万円) + 特障同居 (35万円)	
						配 偶 者 特 別 控 除 (最 高) 38万円		
扶 養 親 族	一 般 (23歳～69歳)	通 常	35	38	〃	扶養控除 (38万円)		
		障 害 者	62	65	〃	扶養控除 (38万円) + 障 害 者 控 除 (27万円)		
		特別障害者	非同居	70	78	〃	扶養控除 (38万円) + 特別障害者控除 (40万円)	
			同 居	100	113	〃	扶養控除 (38万円) + 特別障害者控除 (40万円) + 特障同居 (35万円)	
	年少扶養親族 (0歳～15歳)	通 常	35	38	48	年少扶養控除 (48万円)		
		障 害 者	62	65	75	年少扶養控除 (48万円) + 障 害 者 控 除 (27万円)		
		特別障害者	非同居	70	78	88	年少扶養控除 (48万円) + 特別障害者控除 (40万円)	
			同 居	100	113	123	年少扶養控除 (48万円) + 特別障害者控除 (40万円) + 特障同居 (35万円)	
	特定扶養親族 (16歳～22歳)	通 常	50	58	63	特定扶養控除 (63万円)		
		障 害 者	77	85	90	特定扶養控除 (63万円) + 障 害 者 控 除 (27万円)		
		特別障害者	非同居	85	98	103	特定扶養控除 (63万円) + 特別障害者控除 (40万円)	
			同 居	115	133	138	特定扶養控除 (63万円) + 特別障害者控除 (40万円) + 特障同居 (35万円)	
	老人扶養親族 (70歳以上)	通 常	一 般	45	48	同左	老人扶養控除 (48万円)	
			同居老親等	55	58	〃	老人扶養控除 (48万円) + 老親同居 (10万円)	
		障 害 者	一 般	72	75	〃	老人扶養控除 (48万円) + 障 害 者 控 除 (27万円)	
			同居老親等	82	85	〃	老人扶養控除 (48万円) + 障 害 者 控 除 (27万円) + 老親同居 (10万円)	
		特 別 障 害 者	非 同 居	80	88	〃	老人扶養控除 (48万円) + 特別障害者控除 (40万円)	
			同 居	110	123	〃	老人扶養控除 (48万円) + 特別障害者控除 (40万円) + 特障同居 (35万円)	
			同居老親等	120	133	〃	老人扶養控除 (48万円) + 特別障害者控除 (40万円) + 特障同居 (35万円) + 老親同居 (10万円)	

人的控除額の推移(平年分)

区 分	基 礎 的 人 的 控 除				障 害 者 控 除		老 年 者 控 除	寡 婦 控 除		寡 大 控 除	勤 労 学 生 控 除	老 配 偶 者 人 者 控 除	年 扶 親 少 養 族	特 扶 親 定 養 族	老 人 扶 養 控 除		同 居 特 別 障 害 者 扶 養 (配 偶 者) 控 除
	基礎控除	配偶者控除	配 偶 者 特 別 控 除	扶養控除	一 般	特 別		一 般	母子家庭						一 般	同居老親等	
昭和 年			(62年創設)		(25年創設) (税額控除) 6千円	(43年創設)	(26年創設) (税額控除) 6千円	(26年創設) (税額控除) 6千円	(元年創設)	(56年創設)	(26年創設) (税額控除) 6千円	(52年創設)	(11年創設)	(元年創設)	(47年創設)	(54年創設)	(57年創設)
40	13万円	12万円		13歳以上 6万円 13歳未満 5万円													
41	14	13		6	〃		〃	〃			〃						
42	15	15		7	(所得控除) 7万円		(所得控除) 7万円	(所得控除) 7万円			(所得控除) 7万円						
43	16	16		8	8	(創設) 12万円	8	8			8						
44	17	17		10	9	13	9	9			9						
45	18	18		12	10	14	10	10			10						
46	20	20		14	12	16	12	12			12						
47	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃			〃				(創設) 16万円		
48	21	21		16	13	19	13	13			13				19		
49	24	24		24	16	24	16	16			16				28		
50・51	26	26		26	20	28	20	20			20				32		
52・53	29	29		29	23	31	23	23			23	(創設) 35万円			35		
54・55	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		(創設) 23万円	〃	〃			〃	(創設) 40万円	
56	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃			〃	〃	(創設) 34万円
57	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃			〃	〃	
58	(30) 〃	(30) 〃		(30) 〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	(36) 〃			(36) 〃	(41) 〃	(35) 〃
59	33	33		33	25	33	25	25		25	25	39			39	46	40
60・61	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃			〃	〃	47
62	〃	(38) 〃	(創設) 11.25万円	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	(44) 〃			〃	〃	(52) 〃
63	〃	〃	16.5	〃	〃	〃	50	〃	(創設) 35万円	〃	〃	〃		(創設) 45万円	〃	〃	〃
平成元～4	35	35	35	35	27	35	〃	27	〃	27	27	45		45	45	55	65
5・6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		50	〃	〃	〃
7～9	38	38	38	38	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	48		53	48	58	68
10	〃	〃	〃	〃	〃	40	〃	〃	〃	〃	〃	〃		58	〃	〃	73
11	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(創設) 48万円	63	〃	〃	〃

(備考) 1. 昭和58年の()書は、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」適用後のものである。
2. 昭和62年の()書は、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」適用後のものである。

税制調査会答申及びその 昭和 36 年 12 月 審議の内容と経過の説明(抄) 税制調査会

3 配偶者控除の引上げ

(配偶者控除創設の経緯)

- (1) 配偶者控除制度は、第一次答申に基づき、昭和 36 年度の改正により創設されたものである。それまでは、配偶者は、1 人目の扶養親族として 7 万円の控除が認められていたのであるが、第一次答申において、次のような理由により、基礎控除額と同額の配偶者控除を認めることが適当であるとされたものである。なお、このような結論をうるに当たっては、広く課税単位の問題や、夫婦の所得に対する二分二乗方式の採用の是非についても検討を行なつたが、これらの問題については、既に詳細に述べてあるので、ここではくり返さない(第一次答申別冊 P. 39 以下参照)。
- (イ) 夫婦の所得が一体としてみられるべきことや、夫の所得のか得に対して妻が貢献していることからする夫の所得の処分に対する妻の発言権の大きいことを考慮すれば、妻に対する税制上の控除も単に夫に扶養されるものという立場で定められるべきものではなく、所得者たる夫と同額の控除を認めてよいと考えられる。
- (ロ) 配偶者控除の創設は、夫婦の一方のみが所得をえている場合と、双方が共かせぎで所得をえている場合との税負担のバランスを改善するうえに役だつ。
- (ハ) 配偶者控除の創設は、給与所得者を含む多くの納税者に広く減税の利益を及ぼし、専従者控除の拡充により、事業所得者が受ける減税の利益との差を薄める効果をもつ。また、家計と企業との分離があいまいな白色申告者に対しても一定の外形的基準により専従者控除を認めることは、事業所得者の家族の家事労働の部分にまで控除を認める危険性と、事業に従事した正当の労働報酬が控除されない危険性との双方の可能性をもつがこれと同時に、給与所得者の家庭からみれば、その家族ことに主婦の家事労働との関係が微妙な問題となる。
- 配偶者控除の創設は、配偶者についてこの点に対する調整的な機能を果たし、事業所得者と給与所得者の双方にとつて実質的公平をもたらすことが期待される。

今後の税制のあり方についての答申(抄)

平成5年11月19日

税制調査会

3 人 的 控 除

(1) 基礎的な人的控除には、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び配偶者特別控除があり、これらは課税最低限を構成する要素となっている。

我が国の個人所得課税の課税最低限は、先般の抜本改革を含め累次にわたる引上げにより主要諸外国に比較して既に高い水準となっており、全体としての累進度を強めている面がある。加えて、そもそも個人所得課税は広く国民に税負担を求めるべきものであること等をも勘案すれば、これらの基礎的な人的控除を引き上げることは、所得税制のあり方自体の問題としては、基本的には適当でないと考える。ただ、個人所得課税の負担軽減に併せて消費税率の引上げが行われる場合には、これに対応して少額納税者層を中心とした個人所得課税の負担に配慮する必要があるのではないかと考える。

なお、個人住民税の課税最低限については、前述したような個人住民税の性格から、所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものである。所得税の課税最低限と一致させる必要はないと考える。この点に関し、納税者の便宜等の観点からは個人住民税の課税最低限を所得税のそれと一致させることが適当であるとの意見もあった。

(2) 基礎的な人的控除については、一定額以下の所得を有する配偶者等は自らは基礎控除の適用を受けて課税関係を生じない一方で、納税者の所得税額の計算上、更に配偶者控除等の適用が受けられることとなり、その意味でいわば二つの人的控除を享受することになっているという問題がある。また、このような仕組みについては配偶者特別控除の創設もあって女性の就業に対する税制の中立性を損うこととなっているとの指摘もある。

このような問題は、人的控除の基本的なあり方に関わる事柄であるので、今後、引き続き検討していく必要があるものと考えられる。

(3) 勤労学生控除、寡婦(寡夫)控除等の特別な人的控除については、制度創設時に比べて状況が変化してきているものや歳出面における措置の充実との関連を考慮すべきものの中には見られること等に加え、各種控除が複雑なものとなっている面もあるので、こうした観点から極力その整理合理化について検討していく必要がある。

税制改革についての答申（抄）

平成6年6月21日

税 制 調 査 会

第三 個人所得課税の軽減

3. 課税最低限等

(1) 個人所得課税の課税最低限が累次にわたる引上げにより既に高い水準となっており、また、個人所得課税は広く国民に負担を求めることが適当であること等を勘案すれば、所得税制のあり方の問題としては、課税最低限を構成する基礎的な人的控除について、その引上げを行うことは適当ではない。ただ、少額納税者層に対する消費税率引上げに伴う負担増への配慮から、ある程度引き上げることもやむを得ないとする。

また、給与所得控除については、既に相当の水準となっているが、長期的に据え置かれてきている控除率適用対象収入範囲について若干の調整を行うこともやむを得ないとする。

なお、中堅所得者層における累進緩和のためには課税最低限をむしろ引き下げるべきであるとの考え方があるが、これについては、今まで納税義務のなかった低所得者層に新たな所得税負担を求めることになり、現実問題として困難ではないかと考える。

(2) なお、勤労学生控除、寡婦（寡夫）控除等の特別な人的控除については、「中期答申」で指摘されているように、今後、その整理合理化を幅広く検討していく必要があるが、今回の個人所得課税の見直しにおいては、その控除額については、少なくともこれを据え置くべきであるとする。

「これからの税制を考える」(抄)

平成9年1月24日

税制調査会

第二 経済社会の構造変化に税制はいかに対応するのか

2 経済社会の成熟化への対応

(3) 個人・企業と社会との関係

③ 女性の社会進出

男女共同参画社会を目指し、女性の社会進出を更に促進しようという議論が行われています。この点に関連して、税制の面においても、配偶者控除、配偶者特別控除のあり方について議論が行われています。もともと配偶者控除などは、個人を課税単位とするわが国所得税制の基本的仕組みの中で、所得がない、あるいは所得の少ない配偶者がある者に対して所得税制上相応の配慮を払うのが適当であるといった考え方に基づくものです。近年における女性の社会進出の拡大を背景に、こうした税制が女性の就業に対して中立性を損なっているのではないかとの指摘がなされています。配偶者控除などの問題については様々な考え方があり、人的控除の基本的なあり方に関わる問題として検討していくのが適当です。

米国の連邦個人所得税の課税単位別税率表(1999年)

米国の連邦個人所得税の適用税率表は、(1)夫婦共同申告者、(2)夫婦個別申告者、(3)独身者、(4)独身世帯主の4種類あり、それぞれの世帯の状況に応じて選択することができる。

このうち夫婦に係る課税については、夫婦共同申告者に対する税率ブラケットが夫婦個別申告者に対するブラケットの2倍の大きさに設定されている。また、独身者に対する課税は、控除額税率ブラケットにおいて夫婦個別申告者により優遇されている。

(1) 夫婦共同申告

ドル超	ドル以下	税率(%)
0	43,050	15
43,050	104,050	28
104,050	158,550	31
158,550	283,150	36
283,150		39.6

(2) 夫婦個別申告

ドル超	ドル以下	税率(%)
0	21,525	15
21,525	52,025	28
52,025	79,275	31
79,275	141,575	36
141,575		39.6

概算控除 独身 4,300ドル

独身世帯主 6,350ドル

夫婦共同申告 7,200ドル

夫婦個別申告 3,600ドル

人的控除等 一人当り 2,750ドル

(3) 独身

ドル超	ドル以下	税率(%)
0	25,750	15
25,750	62,450	28
62,450	130,250	31
130,250	283,150	36
283,150		39.6

(4) 独身世帯主

ドル超	ドル以下	税率(%)
0	34,550	15
34,550	89,150	28
89,150	144,400	31
144,400	283,150	36
283,150		39.6

出典: 1999 U.S. Master Tax Guide

○ 税制の抜本的見直しについての答申（抄）

（政府税制調査会）（昭和61年10月28日）

第二 個別税目についての検討

一 個人所得課税

6 課税単位及び配偶者特別控除等

(1) 課税単位の意義

（略）

(2) 二分二乗課税

（略）

(3) 配偶者特別控除の創設

以上のように、二分二乗制の導入については、問題が多く慎重に対応すべきであるとしても、事業所得者においては青色事業専従者給与の支払による配偶者への所得の分与を通じて負担緩和を図りうることを考えると、主として給与所得者世帯について配偶者の有無や所得の稼得形態の差異に着目して何らかの税負担の調整を図ることは、十分考慮に値する問題である。

片稼ぎの給与所得者世帯にあつては、所得を稼得する仕事に直接従事しているのはたとえその一方であるにせよ、他方の配偶者もその稼得を支えていると考えるのがおそらくは自然であり、その意味では所得税及び個人住民税の課税に当たつて、何らかのしん酌を加えることが妥当ではないかと思われる。

（以下略）

夫婦子２人世帯の世帯収入別税負担額の比較

世帯収入が 700万円であるパート世帯、片働き世帯及び共働き世帯の税負担の比較

(夫婦子２人のサラリーマン世帯の場合)

(単位：円)

区 分	片働き世帯	パ ー ト 世 帯			共 働 き 世 帯		
	夫： 700万円	夫： 597万円	妻： 103万円	世 帯 計	夫： 525万円	妻： 175万円	世 帯 計
所 得 税	196,800	159,728	0	159,728	145,200	43,800	189,000
住 民 税	164,900	121,261	2,125	123,386	101,575	25,394	126,969
税 額 計	361,700	280,989	2,125	283,114	246,775	69,194	315,969
税引後手取額	6,638,300	5,689,011	1,027,875	6,716,886	5,003,225	1,608,806	6,684,031

(備考) 1. 子２人のうち１人は特定扶養親族に該当し、１人は年少扶養親族に該当するものとして計算してある。

2. 共働き世帯は、夫と妻の収入比率を 3.0 : 1 (全国消費実態調査報告〔平成６年〕における夫婦共働き世帯の収入比率を勘案) として計算してある。

パート所得者の非課税限度額の推移（所得税）

区 分	パート収入の 非課税限度額 (①+②)	給与所得控除の 最低保障額 ①	基礎控除 ②
昭和50年	} 7 6 万円	} 5 0 万円	} 2 6 万円
51			
52	} 7 9 万円		} 2 9 万円
53			
54			
55			
56			
57			
58	8 0 万円	3 0 万円	
59	} 9 0 万円	} 5 7 万円	} 3 3 万円
60			
61			
62			
63			
平成元年	} 1 0 0 万円	} 6 5 万円	} 3 5 万円
2			
3			
4			
5			
6			
7	} 1 0 3 万円		} 3 8 万円
8			
9			
10			
11			

児童手当制度の概要

制度の目的

- 1) 児童養育家庭の生活の安定に寄与する
- 2) 次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する。

制度の沿革

昭和47年 制度発足（義務教育終了前の第3子以降を対象）

昭和57年 行政改革特例法による特例措置

（所得制限の強化と特例給付の実施）

昭和60年 制度改正（義務教育就学前の第2子以降を対象

経過期間を経て、昭和63年度から実施

平成3年 制度改正（支給対象を第1子へ拡大、支給額の倍増

支給期間の3歳未満への重点化等、経過期間を経て、6年1月から実施

平成6年 制度改正（子どもや家庭を取り巻く環境の変化により子育てに伴う負担感の軽減や子どもの健全育成を図るための各種のサービスが一層必要となってきたため

(1) 福祉施設を児童育成事業に名称変更

(2) 児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金の徴収

(3) 児童の定義を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする

等を内容として改正

制度の仕組み

支給対象 及び 手当額	3歳未満の児童 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円
所得制限	432.5万円未満 [4人世帯（夫婦と児童2人）収入ベース 平成11年6月～]
費用負担	（被用者） 事業主 7/10 国2/10 地方1/10 （非被用者） 国 2/3 地方 1/3 [地方自治体の負担は都道府県と市町村折半] （公務員） 所属庁 10/10
特例給付	・ 所得制限により手当を受けられない被用者を対象にした全額事業主負担による給付（児童手当と同様の給付内容） ・ 所得制限：670.0万円未満 [4人世帯（夫婦と児童2人）収入ベース 平成11年6月～]
事業主拠出金	・ 厚生年金等被用者年金において保険料を負担している事業主が負担 ・ 拠出金の月額、厚生年金等被用者年金の標準報酬月額等を賦課標準として、これに拠出金率（平成11年度においては1.1/1000、うち0.2/1000は児童育成事業費充当額相当率）を乗じた額

特別な人的控除等の適用状況の推移

区 分		納税者数	障 害 者 控 除				老 年 者 控 除	寡 婦(寡 夫)控 除		勤 労 学 生 控 除	老 人 配 偶 者 控 除	老 人 扶 養 控 除		同 居 特 別 障 害 者 扶 養(配偶者) 控 除
			一 般		特 別			寡 婦	寡 夫			一 般	同 居 老 親 等	
			本 人	親 族	本 人	親 族								
民 間 給 与 所 得 者	昭和 年	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人
	62	3,189	21	16	6	22	59	35	4	—	3	50	171	16
	63	3,244	22	19	6	23	52	40	4	—	4	54	183	15
	平成元	3,197	19	15	6	20	59	29	3	—	4	49	176	16
	2	3,295	21	22	6	22	64	35	4	—	2	50	179	18
	3	3,422	24	23	7	21	69	41	5	—	3	48	199	18
	4	3,481	23	24	7	25	81	27	6	—	3	54	207	21
	5	3,593	22	25	7	26	84	25	5	—	5	54	20	21
	6	3,650	26	18	10	14	96	18	4	—	6	57	131	10
	7	3,606	21	22	10	27	89	22	5	—	4	53	199	22
8	3,688	19	24	9	27	91	20	4	—	4	56	213	22	
9	3,701	20	26	9	30	74	20	5	—	5	58	211	24	
	(100.0%)	(0.5%)	(0.7%)	(0.2%)	(0.8%)	(2.0%)	(0.5%)	(0.1%)		(0.1%)	(1.6%)	(5.7%)	(0.6%)	
申 告 所 得 者	62	771	26		17		157	18	1		22	99		9
	63	780	26		19		105	18	1		20	101		10
	平成元	797	23		17		109	12	1		13	14	92	10
	2	855	26		19		124	12	2		16	13	98	11
	3	856	27		21		125	12	2		15	14	101	12
	4	858	28		21		142	13	2		14	15	104	13
	5	843	27		21		148	12	2		15	17	95	11
	6	822	26		21		159	13	1		21	16	102	12
	7	802	24		22		163	12	1		20	15	92	13
	8	824	25		23		172	11	1		22	17	95	13
9	827	24		21		179	10	1		24	17	84	12	
	(100.0%)	(3.0%)		(2.5%)		(21.7%)	(1.2%)	(0.1%)		(2.9%)	(2.0%)	(10.2%)	(1.4%)	

(備考) 1. 民間給与所得者は「民間給与の実態」(国税庁)における年末調整を行った1年を通じ勤務した給与所得者(非納税者を除く。)であり、申告所得者は「申告所得税の実態」(国税庁)による。

2. 勤労学生控除の適用者は、民間企業勤務者で約6万人(平成9年)いるが、これらの者は非納税者に該当し、上の表には示されない。

障害者控除

1 制度の概要

納税者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には、次の金額が「障害者控除」として所得控除できる。

- | | |
|--------------------|------|
| ① 一般の障害者の場合 1 人につき | 27万円 |
| ② 特別障害者の場合 1 人につき | 40万円 |

(注 1) 障害者の範囲

- (イ) 心神喪失の常況にある者又は児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター若しくは精神健康保健指定医の判定により精神薄弱とされた者
- (ロ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (ハ) 交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (ニ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (ホ) 原子爆弾被爆者のうち、その負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けている者
- (ヘ) 以上に掲げる者の他、常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- (ト) 以上の他、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が(イ)又は(ハ)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

(注 2) 特別障害者の範囲

- (a) 上記(イ)により障害者とされる者のうち心神喪失の常況にある者及び重度の精神薄弱者と判定された者

- (b) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている者
- (c) 身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者
- (d) 戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表の特別項症から第3項症までである者と記載されている者
- (e) 上記(ホ)又は(ヘ)により障害者とされる者
- (f) 上記(ト)の者のうち、(a)又は(c)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

2 障害者控除の沿革

区分	障害者控除	特別障害者控除
	(昭和25年創設)	
昭和25年	所得控除 1万2,000円	
26年	〃 1万5,000円	
27年	税額控除 4,000円	
30年	〃 5,000円	
37年	〃 6,000円	
42年	所得控除 7万円	(昭和43年創設)
43年	〃 8万円	所得控除 12万円
44年	〃 9万円	〃 13万円
45年	〃 10万円	〃 14万円
46年	〃 12万円	〃 16万円
48年	〃 13万円	〃 19万円
49年	〃 16万円	〃 24万円
50年	〃 20万円	〃 28万円
52年	〃 23万円	〃 31万円
59年	〃 25万円	〃 33万円
平成元年	〃 27万円	〃 35万円
10年	〃 〃	〃 40万円

各国における障害者に対する課税の特例について

	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
本人に対する取扱い	・ 盲人 既婚者の場合850ドル(100,300円)、独身者の場合1,050ドル(123,900円)の概算控除の積み増しが認められる。 ・ 永久完全障害者 所得に応じて、最大5,000ドル×15%の税額控除が認められる。	・ 盲人 1,380ポンド(264,960円)の所得控除が認められる。但し、引き切れない控除額については、同居の配偶者の所得から控除できる。	・ 身体の障害により職業能力が25%以上阻害されている者 阻害の程度に応じて600マルク(40,200円)から2,760マルク(184,920円)までの概算控除が認められる。 ・ 盲人、長期の保護を要する身体障害者 7,200マルク(482,400円)の概算控除が認められる。	・ 障害者 純所得額が61,900フラン(1,238,000円)以下の者については、10,040フラン(200,800円)、61,900フラン超100,100フラン(2,002,000円)以下の者については5,020フラン(100,400円)の障害者控除、及び家族除数の加算(障害者一人につき通常の家族除数に0.5を加算)が認められる。
家族に対する取扱い		・ 配偶者が心身障害者で、扶養子女がある者 197ポンド(37,824円)の税額控除が認められる。	・ 扶養子女が身体障害者である者 身体障害者の親には、一定の要件の下で、4,000マルク(二人目からは2,000マルク)を限度に看護費用控除が認められる。(概算控除の場合は480マルク)	・ 配偶者・扶養子女が障害者証明書の交付を受けている者 家族除数の加算(障害者一人につき通常の家族除数に0.5を加算)が認められる。
基礎控除等	人的控除 一人2,750ドル(324,500円) 概算控除 夫婦共同申告者につき7,200ドル(849,600円)	人的控除 一人4,335ポンド(832,320円)	いわゆる基礎控除はないが實際上ゼロ税率適用最高限度額がこれに相当。13,067マルク(875,489円)	いわゆる基礎控除はないが實際上ゼロ税率適用最高限度額がこれに相当。26,100フラン(522,000円)
給与所得者の課税最低限 (夫婦子二人)	21,533ドル(254.1万円)	6,305ポンド(121.1万円)	60,589マルク(405.9万円)	162,717フラン(325.4万円)

備考 為替レートは、1ドル＝118円、1ポンド＝192円、1マルク＝67円、1フラン＝20円
(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場 平成11年下半期レートによる)。

主要国における老親等控除の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
○老人扶養控除	〔老人扶養控除〕 （所得控除） 納税義務者の有する扶養親族が年齢70歳以上の者（老人扶養親族）の場合、480,000 円の控除が認められる。 ただし、納税義務者の有する老人扶養親族がその納税義務者又はその納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、その納税義務者又はその配偶者との同居を常況としている者（同居老親等）である場合には、580,000 円（100,000 円の加算）の控除が認められる。	〔扶養控除〕 ・ 人的控除 （所得控除） その生活費の半分超が納税義務者により支弁され、かつ、総所得金額が 2,750 ドル未満の親族（年間を通じて同居している者をも含む。）1 人につき、2,750 ドルの人的控除が認められる。 但し、所得制限は19歳未満の子女及び就学中の24歳未満の子女については存在しない。	老人扶養控除は存在しない。	〔老年者控除〕 （所得控除） 長期間介護を必要とする者と同居又はその者の住居で介護を必要とする者が費用負担をした場合、480マルクの概算控除が認められる。	〔尊属扶養料控除〕 （所得控除） 扶養義務のある者を同居扶養している者は、尊属1人当たり17,840フランの概算控除が認められる。

寡婦（寡夫）控除

1 制度の概要

納税者が寡婦又は寡夫であるときは次の金額が「寡婦（寡夫）控除」として所得控除できる。

① 通常の場合	27万円
② 特別加算の場合	35万円 (8万円加算)

(注) 寡婦と寡夫 適用要件の比較

		寡 婦 の 要 件		寡夫の要件
		通常の場合	特別加算の場合	
共 通		・ 老年者に該当しないこと ・ 死別若しくは離婚した後婚姻していないこと 又は生死不明の場合		
○ 扶養親族 がいる場合		・ 扶養親族を有 すること	・ 扶養親族であ る子を有する こと ・ 年所得が500 万円以下であ ること	・ 扶養親族であ る子を有する こと ・ 年所得が500 万円以下であ ること
○ 扶養 親族が いない 場合	死別	・ 年所得が500 万円以下であ ること		
	離婚			

2 寡婦（寡夫）控除の沿革

区分	寡 婦 控 除		寡 夫 控 除
	通常の場合	特別加算の場合	
昭和26年	(昭和26年創設) 所得控除 15,000円		
27年	税額控除 4,000円		
30年	〃 5,000円		
37年	〃 6,000円		
42年	所得控除 7万円		
43年	〃 8万円		
44年	〃 9万円		
45年	〃 10万円		
46年	〃 12万円		
48年	〃 13万円		
49年	〃 16万円		
50年	〃 20万円		
52年	〃 23万円		(昭和56年創設)
56年	〃 23万円		所得控除 23万円
59年	〃 25万円	(平成元年創設)	〃 25万円
元年	〃 27万円	所得控除 35万円	〃 27万円